



環 管 - 959
平成27年1月26日

エコシステム花岡株式会社
代表取締役社長 下總 正則 様

秋田県知事 佐竹 敬久



エコシステム花岡株式会社廃棄物最終処分場新設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

このことについて、秋田県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく環境の
保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る
事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見
直しを行う等、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 水質

供用後の「水の濁り」については、浸出液処理水の排出による影響に加え、廃
棄物最終処分場から排水する雨水による影響についても調査、予測及び評価を行
うこと。

(2) 動物

対象事業実施区域周辺には貴重なコウモリ類が生息している可能性があること
から、専門家等の意見を聞いた上で適切な時期・頻度で調査を実施すること。

【担当】

生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山
電話 018-860-1601